

第131期

# 報 告 書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

## 目 次

事業報告 ..... 1

連結計算書類 ..... 32

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨（ご参考）

計算書類 ..... 34

貸借対照表

損益計算書

監査報告書 ..... 36



飯野海運株式会社

証券コード：9119

## 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

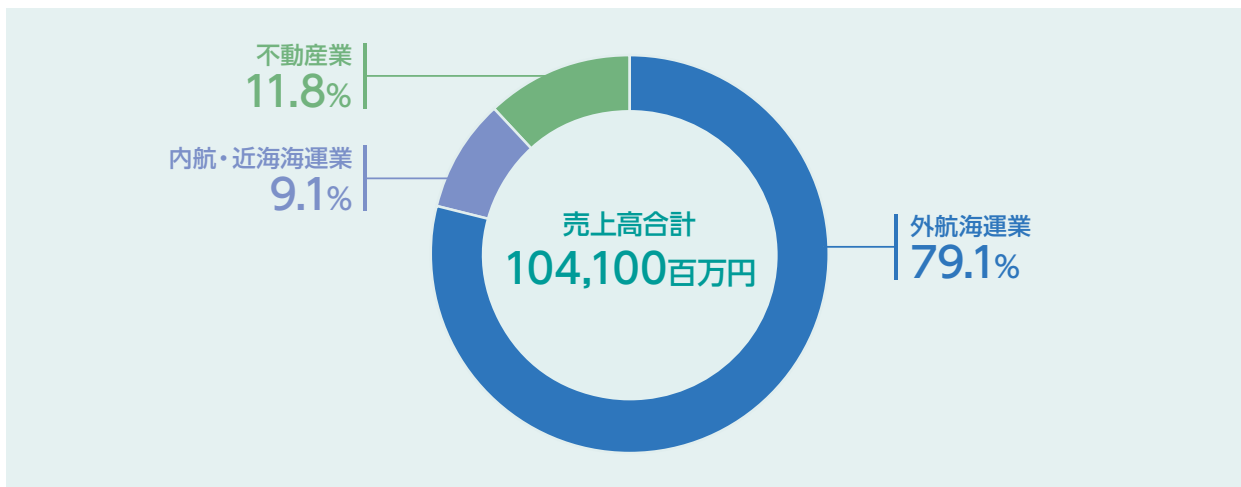
当連結会計年度（以下、「当期」という。）の世界経済は、依然として新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下、「感染症」という。）の影響が続き、先進国及び新興国でインフレが急加速したことに加え、当期末にはロシアがウクライナに侵攻したことで先行き不透明感が増したものの、一部の国を除き景気回復の動きが見られました。

米国では、インフレが加速する中、個人消費や雇用は堅調に推移しました。中国では、固定資産投資や輸出が景気拡大を牽引していたものの、年明け以降はゼロコロナ政策に伴う厳しい活動制限により、個人消費の減速基調が継続しました。欧州では、感染症の変異株の拡大による一時的な行動制限の再導入や、期末にかけてはウクライナ侵攻の影響があったものの、個人消費は堅調に推移し、景気は緩やかに回復しました。我が国の経済は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による下押し圧力はあったものの、回復基調を維持しました。

当社グループの海運業を取り巻く市況は、ドライバルク船では期中を通して高い水準で推移し、ケミカルタンカーにおいても回復基調となりました。一方で、感染症の影響による船員交代の制限等の運航上のリスクは解消されず、予断を許さない状況が続きました。このような状況の下、当社グループでは、既存契約の有利更改や効率配船への取り組み等により、運航採算の向上を図った他、売船市場の動向を見極め船舶の処分を行い、固定資産売却益（特別利益）を計上しました。不動産業においては、当社所有ビルの商業フロアの営業やイイノホール&カンファレンスセンター等で感染症の影響を受けましたが、オフィスフロアは順調な稼働を継続したことから全体としては安定した収益を確保しました。

以上の結果、売上高は1,041億円（前期比17.1%増）、営業利益は75億24百万円（前期比10.1%増）、経常利益は94億31百万円（前期比38.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は125億26百万円（前期比63.6%増）となりました。

(報告セグメント別売上高及び構成比)



報告セグメント	第130期 (2020年度)		第131期 (2021年度)		売上高の 前期比増減 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
外 航 海 運 業	69,295	77.8	82,546	79.1	19.1%
内 航 ・ 近 海 海 運 業	8,581	9.7	9,535	9.1	11.1%
不 動 産 業	11,158	12.5	12,254	11.8	9.8%
計	89,033	100.0	104,335	100.0	-
セグメント間の内部売上高又は振替高	△118	-	△235	-	-
合 計	88,916	-	104,100	-	17.1%

(注) △は減少を表示しています。

## 各セグメント別の状況

外航海運業

売上高

825億46百万円

営業利益

28億60百万円

### ■ 大型原油タンカー

#### <一般概況>

大型原油タンカー市況は、経済活動回復に伴い原油需要が増加し、夏場より継続してOPECプラスの協調減産幅が縮小されているにもかかわらず、依然として船腹供給圧力が強いことから、総じて低迷が続きました。

#### <当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループの大型原油タンカーにおいては、支配船腹を長期契約に継続投入し安定収益を確保しました。



FUJISAN MARU 312,499DWT

### ■ ケミカルタンカー

#### <一般概況>

ケミカルタンカー市況は、中国港湾での検疫強化等の影響を受け、アジア域内では夏場以降に船腹需給が引き締まり、堅調に推移しました。その他の地域では、プロダクトタンカーのケミカル船市場への流入や、米国南部での悪天候によるケミカルプラントの一時的な操業停止等の影響により、総じて低調に推移してはいましたが、その後は冬場の需要期に入ったことや、ウクライナ情勢の悪化を受けて石油・ケミカル製品の米国や中東から欧州への輸送需要が増加したこと、付随してプロダクトタンカーが市場から退出したこと等を背景に、市況の上昇が見られました。

#### <当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループのケミカルタンカーにおいては、当社の基幹航路である中東域から欧州及びアジア向けの安定的な数量輸送契約に加え、北アフリカからインド及びパキスタン向けの燐酸液や、アジア域からの高運賃スポット貨物を積極的に取り込んだことで、夏場以降採算は大きく改善しました。当社と米国オペレーターの合併事業は、第3四半期にパートナーシップの形態を変更し、米国オペレーター向けのプロフィットシェア付定期用船契約に移行しました。



CREOLE SUN 49,760DWT

## ■ 大型ガス船

### <一般概況>

大型ガス船のうち、LPG（液化石油ガス）船市況は、夏場の不需求期の荷動き減少により一時軟化したものの、米国からの堅調な輸出や、中国のPDH（プロパン脱水素）プラント及びインドの家庭向けの旺盛な需要に加え、入渠船の増加やパナマ運河の滞船等による船腹需給の引き締まりに支えられ、期中を通して概ね堅調に推移しました。LNG（液化天然ガス）船市況は、中国を中心としたアジアや欧州での天然ガス需要増加によって秋口に高騰しました。しかしながら、年明け以降は北半球の冬場の需要が落ち着いたことで軟化し、ウクライナ情勢悪化により米国から欧州への荷動きが増加したものの、市況改善には至りませんでした。



### <当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループの大型ガス船においては、第2四半期におけるLNG船の定期修繕により営業費用が増大しましたが、LPG・LNG船共に、既存の中長期契約を中心に安定収益を確保しました。また、当期末には、LPGを推進燃料とすることにより温室効果ガスの排出量を削減できる当社初のLPG二元燃料主機関を搭載する大型LPG船が竣工しました。

## ■ ドライバルク船

### <一般概況>

ドライバルク船市況は、各国の経済活動回復に牽引され期中を通して堅調に推移しました。

原材料や燃料価格の高騰から中国の粗鋼生産量が減少し、また、同国港湾での滞船状況が夏場と比較して改善したことにより、秋口から年初にかけて市況はやや軟調に転じる場面もありましたが、アジアの旧正月明け後の経済活動回復に伴い太平洋を中心に再び上昇し、底堅い状況で当期末を迎えました。



CAMELLIA ISLAND 84,854DWT

### <当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループのドライバルク船においては、専用船が順調に稼働し安定収益確保に貢献しました。また、ポストパナマックス型及びハンディ型を中心とする不定期船においても、契約貨物への投入を中心に効率的な配船と運航に努めた他、一部では好市況を享受したことで、運航採算は当初の予想を大きく上回る水準で推移し、収益の確保に寄与しました。

以上の結果、外航海運業の売上高は825億46百万円（前期比19.1%増）、営業利益は28億60百万円（前期比16.1%増）となりました。

内航・近海海運業

売上高

95億35百万円

営業利益

5億13百万円

## ■内航ガス

### <一般概況>

内航ガス輸送の市況は、石油化学ガスや産業用LPGのプラント間転送需要により概ね堅調に推移しました。一方民生用LPGの輸送需要は、感染症拡大による外食及び観光産業需要減少の影響を受け続け、低調に推移しましたが、冬場には季節的要因によりわずかながら持ち直しました。

### <当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループの内航ガス輸送においては、感染症拡大により民生用LPG需要が低迷しているものの、中長期契約に基づく安定的な収益確保と効率配船に取り組みました。



## ■近海ガス

### <一般概況>

近海ガス輸送の市況は、主要貨物であるプロピレン、塩化ビニルモノマーの国内生産量が中国向け輸出関連需要に牽引され堅調に推移しました。夏場から続いた中国港湾での検疫強化による滞船は一時期より改善されましたが、新造船の竣工が限定的であること、安定的な海上輸送需要があること等により、当社が主力とする3,500m<sup>3</sup>型高压ガス船のアジア域市況は夏場以降堅調に推移しました。

### <当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループの近海ガス輸送においては、夏場までの市況軟化の影響を完全に避けることはできませんでしたが、第4四半期に堅調な市況下で一部契約を更改できたことにより採算は改善の兆しを見せました。

以上の結果、内航・近海海運業の売上高は95億35百万円（前期比11.1%増）、営業利益は5億13百万円（前期比1.7%増）となりました。

不動産業

売上高

122億54百万円

営業利益

41億50百万円

## ■ 不動産賃貸

### <一般概況>

都心のオフィスビル賃貸市況は、10月に緊急事態宣言が解除された以降もまん延防止等重点措置が取られる等、感染症拡大の影響による下降基調は継続しました。国内企業はリモートワークを拡充し、これまでの増員計画をベースにした増床移転の見直しや固定費削減のための事業所縮小等を行い、オフィス需要が減少したことから賃料は下落し、空室率は6%台での推移となりました。

### <当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社所有ビルにおいては、商業フロアの営業には感染症の影響があったものの、6月末に竣工した日比谷フォートタワーも含め、オフィスフロアは概ね堅調な稼働を継続し、安定した収益を維持することができました。



## ■ 不動産関連事業

### <一般概況>

貸ホール・貸会議室においては、繰り返される感染症の再拡大とイベント開催制限により、総じて厳しい状況が続きました。

不動産関連事業のフォトスタジオ事業においては、感染症拡大の影響により撮影需要は依然として低調なまま推移しました。英国ロンドンのオフィスビル賃貸市況は、感染症拡大が一時落ち着いたことで夏場以降空室率がわずかに改善し、回復傾向となりました。しかしながら、変異株等の新たな感染拡大により、冬場には政府が一時的に原則在宅勤務を勧告する等再び規制が強化されました。

### <当社の取り組み>

このような事業環境の下、当社グループのイイノホール&カンファレンスセンターにおいては、感染症の拡大により稼働と収益に大きな影響を受けましたが、10月以降はイベント開催制限が緩和されたことによりイベント需要にわずかながら回復の兆しが見られ、稼働は改善に向かいました。

フォトスタジオ事業を運営する㈱イイノ・メディアプロにおいては、撮影需要が減少する中でも万全の感染症対策を実施して顧客確保に努めたものの、低調な広告需要の影響も重なり、厳しい状況が継続しました。

英国ロンドンのオフィスビル賃貸事業においては、商業フロアの営業に感染症の影響があったものの、オフィスフロアが順調に稼働したため、収益を維持することができました。



以上の結果、不動産業の売上高は122億54百万円（前期比9.8%増）、営業利益は41億50百万円（前期比7.4%増）となりました。

## 2. 資金調達の状況

当社グループの当期の所要資金は、主に、自己資金及び金融機関からの借入金で賄いました。

## 3. 設備投資の状況

当社グループでは、十分な調査、採算予想、付随するリスクと対応策に基づき、今後の成長が見込まれる分野に重点的に投資を行っています。

当期には無形固定資産に対する投資を含めて総額124億23百万円の設備投資を実施しました。

その主なものは、外航海運業においては、期中に竣工、購入した船舶への支払13億56百万円と、契約または建造中の船舶への支払32億42百万円を含む合計53億29百万円、内航・近海海運業においては、期中に竣工、購入した船舶への支払を中心に合計39億41百万円、不動産業においては、不動産の取得を中心に29億67百万円の設備投資を実施しました。

## 4. 対処すべき課題

### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「安全の確保は社業の基盤である」との認識のもとに、よいサービスと商品に社会に適正な利潤を得て安定的に供給すると共に、すべてのコストについて不断の削減に努め、効率的な経営を行うことを基本方針としております。

なお、その実行にあたっては社会的要請へ適応し、環境に配慮した行動をとることとしております。

当社グループは、企業集団の人的・物的資源を生かしながら、引き続き次の3つの事業を核として推進します。

- ・全世界にわたる水域で原油、石油化学製品、液化天然ガス (LNG)、液化石油ガス (LPG)、発電用石炭、肥料、木材チップなどの基礎原料の輸送を行う外航海運業
- ・国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス (LNG)、液化石油ガス (LPG)、石油化学ガスなどの基礎原料の輸送を行う内航・近海海運業
- ・東京都心とロンドン中心部における賃貸オフィスビルの所有、運営、管理及びメンテナンス並びにフォトスタジオの運営を行う不動産業

### (2) 中長期的な会社の経営戦略、目標とする経営指標及び対処すべき課題

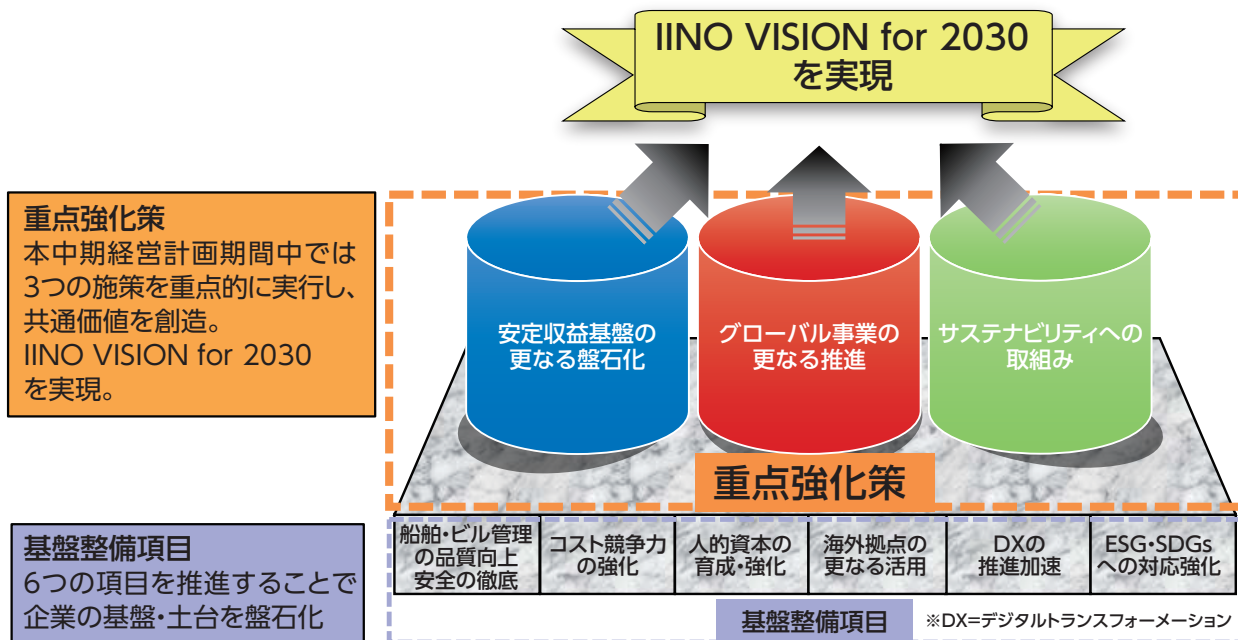
当社グループは、2030年に向けたグループ企業の一層の成長を見据えて策定した3か年の中期経営計画「Be Unique and Innovative. : The Next Stage - 2030年に向けて -」（計画期間：2020年4月～2023年3月、以下「本計画」という）を2020年度より進めています。

本計画では、時代の要請に応え自由な発想で進化し続ける独立系グローバル企業としての地位確立を2030年に向けての目標に掲げています。独自のビジネスモデルである「IINO MODEL」の形成、高品質なサービス「IINO QUALITY」の提供を更に追求し、自社の経済的価値を高めると同時に、サステナビリティへの積極的な取り組みにより環境保全を含めた社会的ニーズに対応することで社会的価値をも創造し、当社グループの理解する共通価値の創造 (CSV) を目指したいと考え、本計画を策定しました。

本計画では「共通価値の創造を目指して」をテーマとしており、3つの重点強化策として挙げた「グローバル事業の更なる推進」、「安定収益基盤の更なる盤石化」及び「サステナビリティへの取り組み」を重点的に実行してきました。



計画名 : Be **U**nique and **I**nnovative. : The Next Stage-2030年に向けて-  
 テーマ : 共通価値の創造を目指して  
 期間 : 2020年4月～2023年3月



各重点強化策の具体的な推進事項・主な取り組みは以下の通りです。

重点強化策	推進事項	主な取り組み (FY20-FY21)	今後の主な取り組み (FY22)
グローバル事業 の更なる推進	グローバル体制を推進する競争力の強化	欧州顧客との新造VLGC (大型ガス船) の用船契約 アジア発貨物の扱い数量増加	顧客・貨物の多様化や商流の変化に向けた海外戦略の拡充
	グローバル体制を支える組織力の強化	ロンドン・ヒューストン現地法人の人員増強とドバイ事務所の現地法人化及び人員増強	ケミカルタンカーにおける中東航路の強化と新規航路への挑戦 海外スタートアップ企業との協業
安定収益基盤の 更なる盤石化	不動産事業強化への取り組み	日比谷フォートタワーの竣工	海外含めた新規オフィスビル案件の検討
	エネルギー輸送の更なる強化	新造VLCC (大型原油タンカー) 2隻の竣工 二元燃料VLGC2隻の竣工 (1隻は2023年竣工予定)	既存顧客との関係強化及び高品質サービスのさらなる提供
サステナビリティ への取り組み	環境負荷低減に資する資産への投資推進	AIスタートアップ企業と共同開発したCII最適化ツールの導入 非化石証書付電力の調達開始	2050ゼロエミッション目標策定に向けて検討推進
	次世代燃料船の取り組み強化	LPG二元燃料VLGCの竣工	新規ビジネスの創出に向けた検討加速
	サステナブルな貨物への取り組み強化	木質バイオマス燃料の輸送 アンモニア輸送へ再参入 (アンモニア運搬船の契約締結)	アンモニア輸送の新規案件獲得
	新規ビジネスの開拓推進	事業戦略部を新設	ESG経営の取り組み推進 (サステナビリティ推進部/技術部の新設)

※CII=Carbon Intensity Indicator (燃費実績の格付制度) のこと

CII最適化ツール=CIIにおける格付け目標を達成するためにCO<sub>2</sub>排出量管理に資する運行情報等を提供するAI技術のこと

### GHG (温室効果ガス) 排出量の削減目標及び進捗

海運 : 2030年に向けて輸送単位当たり40%削減 (2008年比)  
 不動産 : 2030年に向けて単位面積当たり50%削減 (2013年比)

### GHG排出量の削減進捗率 (%)

	2019年度	2020年度
海運業	24.4	33.7
不動産業	2.3	9.3

本計画ではこれらの重点強化策に加え、ESG・SDGsへの対応強化のため、環境・社会等の課題の克服に真正面から取り組み、経済的価値に加えて社会的価値を創造する経営 (以下、ESG経営) の推進を掲げております。経営理念に基づいたESG経営を実践し、持続可能な社会の実現と企業の成長を追求していきます。

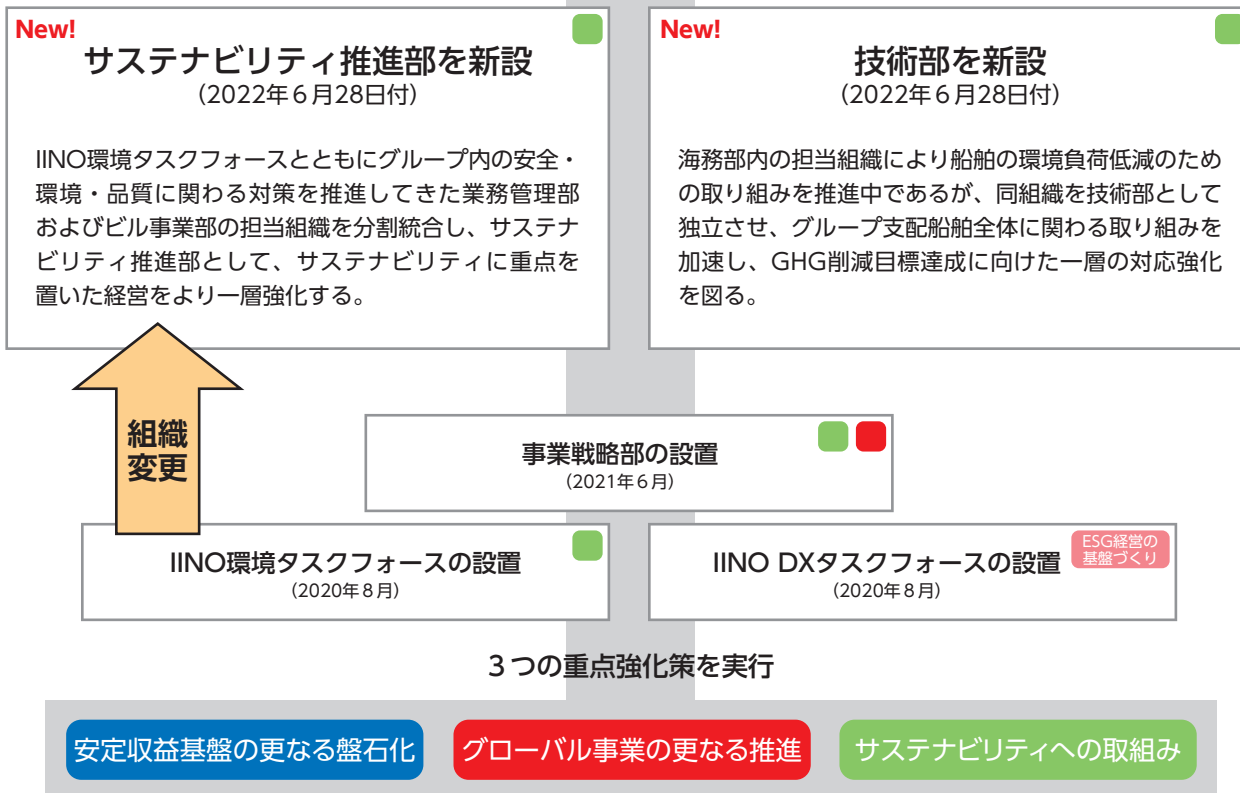
なお、本計画の詳細につきましては当社ホームページをご参照ください。

<https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/plan.html>

## (サステナビリティの推進体制)

社会と企業のサステナビリティ（持続可能性）を経営の中心に据えることが今まで以上に求められる時代となりました。当社では、以下の通り組織を設立し、サステナビリティの推進体制を強化しました。

ESG経営により経済的価値・社会的価値の創造を目指す



当社のESG経営では、ステークホルダー・社会にとって重要で、かつ、当社の企業価値に大きく影響するマテリアリティ（重要課題）を克服することで社会的価値及び経済的価値を創造することを目標としています。マテリアリティと当社の経営戦略とを結合させ、着実に実行に移すことでこの目標を実現します。

カテゴリー	マテリアリティ	リスクと機会	主な取り組み内容
<b>Environment</b> ・新しい設備、技術、燃料を導入し地球環境を保全	<b>●GHGの削減/脱炭素社会の実現</b> 積極的な新設備・技術の導入 再生可能エネルギーの活用 省エネ技術の積極的採用	<b>(リスク)</b> ・社会からの信用失墜 ・保有資産やノウハウなどの知的資本の陳腐化が加速 ・脱化石燃料で海上荷動きが変化し輸送量減少 ・異常気象により航海やビルの安全が阻害	・TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同及びシナリオ分析の実施 ・GHG削減目標の設定 ・メタノール/LPG二元燃料船の建造 ・飯野ビルへの太陽光パネル設置 ・再生可能エネルギーで発電したことを証明する「非化石証書」付きの電力の調達
	<b>●大気汚染・廃棄物の削減</b> 低硫黄燃料の使用 窒素酸化物の排出を低減する設備の導入 プラスチックの使用削減、3Rの推進	<b>(機会)</b> ・環境対応したサービスを顧客に適正な価格で提供 ・各種環境規制への先取りした対応を顧客と協働して実施 ・保有資産の価値の維持/増大 ・脱化石燃料で生じる新しい海上荷動きを取り込み	・プラスチック削減のため高性能造水器をVLCCに導入 ・PETボトル自動回収機を日比谷フォートタワーに設置
	<b>●生物多様性の保全</b> バラスト水処理装置の導入 地域植生への配慮		・バラスト水処理装置設置 ・イノの森の整備
<b>Social</b> ・多様性のある人材の確保とその活用 ・人権尊重・地域社会への配慮	<b>●多様性と人的資本の強化</b> 人材の多様性の推進と環境の整備 人的資本の育成、強化	<b>(リスク)</b> ・人的資本の多様化、育成に対応できず企業競争力が低下 ・労務環境の悪化でヒューマンエラーによる事故が発生 ・事故の発生により地域社会へ重篤な悪影響が発生 ・社会的課題への対応の遅れで企業価値毀損	・多様性（外国人、中途採用、性別）のある人材の採用と育成・強化 ・女性管理職比率の目標値設定 ・在宅勤務規程の策定 ・フリーアドレスの導入
	<b>●安全・安心の提供（労務・事故）</b> 安全に働ける職場環境の整備 事故の防止、事故発生時の対応強化	<b>(機会)</b> ・人的資本の多様化により労働生産性が向上 ・事故発生率が減少し輸送やオフィスを安定して提供 ・人材交流の活発化によりレジリエントな組織に	・事故を未然に防ぐ各種施策（意識改革と事故発生後の対応策の検討など） ・海上職員の新型コロナウイルス感染防止と長期乗船の抑制 ・コロナ禍におけるリモートワーク他の環境整備
	<b>●社会への配慮</b> ステークホルダーとの対話 社会貢献活動の推進		・ボランティア休暇制度の整備 ・天災/紛争発生時に赤十字他を通じて寄付を実施
<b>Governance</b> ・ガバナンスを強化し経営の透明性を追求	<b>●コンプライアンスの徹底</b> 腐敗防止（反社対応、独禁法遵守）	<b>(リスク)</b> ・ガバナンス、内部統制の機能不全で不祥事が発生し信用失墜 ・過剰なリスクテイクによる想定外の損失、過度なリスク回避による企業価値向上の機会の逸失	・コンプライアンス委員会がコンプライアンスに関する政策を立案し推進
	<b>●リスク管理の高度化</b> BCP対応と適切なリスクテイク <b>●ガバナンスの強化</b> 改訂コーポレート・ガバナンス・コード（CGC）対応/内部統制の強化 各ESG課題に対応する経営体制の確立	<b>(機会)</b> ・ガバナンスの強化で各ステークホルダーの立場で経営を実践 ・リスクとリターンを適切に管理し投資を行い企業価値が向上	・取締役会、リスク管理委員会及び内部監査部門である経営監査室とで全社的なリスクを管理 ・指名・報酬諮問委員会の委員長を社外取締役役に ・女性役員（監査役）の登用 ・サステナビリティ推進部の設置

これらのマテリアリティは、各部・グループ各社の年度ごとの業務遂行計画で進捗管理をしていきます。また、外部環境の変化にも対応するため、PDCAサイクルに基づき、取締役会において議論・評価を行い、目標を定期的に見直すことで取り組みを推進します。

なお、当社のサステナビリティへの取り組みの詳細につきましては当社ホームページをご参照ください。

<https://www.iino.co.jp/kaiun/csr/>

### (新型コロナウイルス感染症への対応)

世界的な新型コロナウイルス感染症(COVID-19、以下、「感染症」という。)の拡大は一進一退ながら、ワクチン接種が進展したことで重症化率が低下し、一部地域を除き活動の制約が緩和されつつあります。一方、今後も新たな変異株の流行等の可能性は否定できず、世界経済、当社グループを取り巻く事業環境は予断を許さない状況が続く見込みです。状況が悪化した場合には、当社グループでは以下の影響が長期化する可能性があります。

- ・海運業…港湾の検疫強化による滞船、船員交代可能国への寄港による離路の発生等
- ・不動産業…保有する賃貸ビルの商業フロアの賃料低下や空室率上昇、イノホール&カンファレンスセンターの稼働低下等

当社グループとしては、感染症への対応として、海運業においては安全・安定的な海上輸送を止めず、社会インフラとしての役割を果たすこと、不動産業においては感染症対策を徹底し、安全なオフィス空間の提供を継続することを社会的使命と考えております。

安全・安心を支える当社グループの役職員及び本船乗組員の安全確保・感染防止に注力し社会的使命を果たすために、陸上職員においては在宅勤務体制をハード・ソフト両面で強化し、事業継続可能な体制の確立に努めております。海上職員においては船内防疫の徹底として、外部からの訪船者の限定、乗船者への検温等を実施するほか、乗組員に対する支援としては、積極的な精神的支援や、配乗交代の円滑化への取り組み等を実施しております。引き続き感染症の拡大状況を注視しつつ、社会的使命を果たすために適切な対応を行って参ります。

## 数値目標

		2020年度計画	2021年度計画	2022年度計画
前提	為替	105円/\$	105円/\$	105円/\$
	燃料油※1	上期：\$300/mt 下期：\$500/mt	\$670/mt	\$650/mt
売上高	(億円)	880	900~1,100	900~1,100
営業利益	(億円)	38	70~80	75~85
海運業		5	25~35	25~35
不動産業		33	45	50
経常利益	(億円)	36	65~75	70~80
当期純利益	(億円)	45	60~70	70~80
EBITDA※2	(億円)	156	190~200	195~205
ROE		6%	7~8%	8~9%
D/E Ratio	(倍)	最大2.0	最大2.0	最大2.0

## 2030年度目標

売上高	1,600
営業利益	120
海運業	60
不動産業	60
経常利益	100
当期純利益	100
EBITDA※2	250
ROE	10%
D/E Ratio	最大2.0

※1 燃料油・・・2020年度以降は適合油の単価前提

※2 EBITDA・・・営業利益+減価償却費+主たる事業投資に係る受取配当金及び持分法投資損益

なお、上記数値目標の算出にあたっては、2020年4月から9月の間は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響が継続するという前提のもと、売上高の減少及び費用の増加等を織り込んでいます。

「Be Unique and Innovative. : The Next Stage - 2030年に向けて - 」の補足資料は、当社グループホームページに掲載しております。

<https://www.iino.co.jp/kaiun/index.html>

## 2021年度実績及び2022年度業績予想

(2022年5月10日発表)

		2021年度実績	2022年度予想
前提	為替	112.06円/\$	120円/\$
	燃料油※1	\$558/mt	\$760/mt
売上高	(億円)	1,041	1,120
営業利益	(億円)	75	70
海運業		34	29
不動産業		42	41
経常利益	(億円)	94	70
当期純利益	(億円)	125	70
EBITDA※2	(億円)	211	-
ROE		14.6%	-
D/E Ratio	(倍)	1.32	-

## 5. 財産及び損益の状況の推移

	第128期 (2018年度)	第129期 (2019年度)	第130期 (2020年度)	第131期(当期) (2021年度)
売上高 (百万円)	84,843	89,179	88,916	104,100
経常利益 (百万円)	4,701	3,455	6,810	9,431
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,685	3,788	7,655	12,526
1株当たり当期純利益 (円)	44.28	35.80	72.35	118.39
総資産 (百万円)	222,435	231,088	245,611	247,130
純資産 (百万円)	73,077	73,428	79,835	91,333

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

## 6. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社の状況

該当する事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
イイノガストランスポート株式会社	99百万円	100%	海運業
イイノマリンサービス株式会社	10百万円	100%	船舶の管理
株式会社イイノ・メディアプロ	50百万円	100%	フォトスタジオの運営
イイノ・ビルテック株式会社	40百万円	100%	ビル管理
イイノエンタープライズ株式会社	50百万円	100%	仲立及び船用品売買
IINO SINGAPORE PTE. LTD.	520千シンガポールドル	100%	代理店業
IINO LINES GULF DMCC	1,500千UAEディルハム	100%	代理店業
AZALEA TRANSPORT S.A.	10百万円	100%	船舶の貸渡
LPG DAWN PANAMA S.A.	10百万円	100%	船舶の貸渡
PERSEUS TANKERS S.A.	10百万円	100%	船舶の貸渡
I K K H O L D I N G L T D	23,301千英国ポンド	100%	海外不動産業

(注)1. 当期におきまして、海外子会社3社を設立しました。

2. 上記の重要な子会社を含め、当期の連結子会社は62社、持分法適用会社は5社であります。

3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## 7. 主要な事業内容

報告セグメント	主要な事業内容
外 航 海 運 業	全世界にわたる水域で原油、石油化学製品、液化天然ガス (LNG)、液化石油ガス (LPG)、発電用石炭、肥料、木材チップ等の海上輸送
内 航 ・ 近 海 海 運 業	国内、近海を中心とした液化天然ガス (LNG)、液化石油ガス (LPG)、石油化学ガス等の海上輸送
不 動 産 業	東京都心とロンドン中心部における賃貸オフィスビルの所有、運営、管理、メンテナンス事業及びフォトスタジオを中心とした不動産関連事業



## 8. 主要な事業所及び設備

### (1) 事業所

- ①当社 本社所在地：東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
- ②子会社

名称	所在地
IINO SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール
イノガストラנסポート株式会社	兵庫県神戸市
IINO LINES GULF DMCC	UAE

### (2) 設備

- ①運行船腹

区分	保有形態	隻数	重量トン数(K/T)
社船	当社	6	934,375
	国内子会社	16	23,570
	海外子会社	25	1,755,906
	計	47	2,713,851
用船		45	1,526,293
合計		92	4,240,144

(注) 上記の重量トン数には共有相手持分を含めて記載しております。

- ②賃貸ビル

名称	所在地	延床面積(m <sup>2</sup> )
飯野ビルディング	東京都千代田区内幸町	103,826.88
東京富士見ビル	東京都千代田区富士見	10,686.60
飯野竹早ビル	東京都文京区小石川	4,852.98
汐留芝離宮ビルディング	東京都港区海岸	35,015.25
NS虎ノ門ビル	東京都港区西新橋	9,210.56
日比谷フォートタワー	東京都港区西新橋	105,609.21
BRACON HOUSE	英国 ロンドン	2,716.32

- (注) 1. 飯野ビルディング、東京富士見ビル、飯野竹早ビル、汐留芝離宮ビルディング、NS虎ノ門ビル及び日比谷フォートタワーは建築確認済証記載の面積となります。
2. 東京富士見ビル及び汐留芝離宮ビルディングは、他者と共有しており、延床面積には共有相手持分を含めて記載しております。
3. NS虎ノ門ビル及び日比谷フォートタワーは、区分所有であり、延床面積には他の区分所有者の所有面積も含めて記載しております。
4. BRACON HOUSEは、当社海外子会社が所有しております。なお、面積は総室内面積となります。

## 9. 従業員の状況

### (1) 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)
外航海運業	223	△12
内航・近海海運業	220	△5
不動産業	148	1
全社(共通)	53	1
合計	644	△15

- (注) 1. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属するものであります。  
2. △は減少を表示しています。

### (2) 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
169	3	37.7	13.3

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 従業員数には、他社出向在籍者(81名)は含まれておりません。

## 10. 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	18,597
株式会社日本政策投資銀行	18,316
三井住友信託銀行株式会社	15,646
株式会社三井住友銀行	14,865

## 11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 12. 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当する事項はありません。

## II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 440,000,000株
2. 発行済株式総数 108,900,000株（自己株式3,094,798株を含む。）
3. 株主数 14,024名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,675	11.97
飯野海運取引先持株会	5,371	5.07
株式会社みずほ銀行	4,941	4.67
東京海上日動火災保険株式会社	4,211	3.98
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,134	3.90
三井住友信託銀行株式会社	3,622	3.42
株式会社竹中工務店	3,350	3.16
日本生命保険相互会社	2,256	2.13
トーア再保険株式会社	2,253	2.12
株式会社池田泉州銀行	1,745	1.64

(注) 当社は、自己株式3,094,798株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 5. その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## III 会社の新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

## Ⅳ 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
當 舍 裕 己	代表取締役社長 社長執行役員	
岡 田 明 彦	代表取締役 専務執行役員	人事部担当、業務管理部管掌、SR広報部管掌、ビル事業部管掌、不動産開発企画部管掌及びイノホール(株)代表取締役社長
小 園 江 隆 一	取締役 常務執行役員	油槽船部担当、ガス船部管掌、貨物船部管掌、ケミカル船第一部管掌、ケミカル船第二部管掌及び事業戦略部管掌
神 宮 知 茂	取締役 常務執行役員	経理部管掌、イノマネジメントデータ(株)代表取締役社長及び飯野システム(株)代表取締役社長
大 谷 祐 介	取締役 常務執行役員	経営企画部担当、業務管理部担当、SR広報部担当及びイノエンタープライズ(株)代表取締役社長
遠 藤 茂	取締役	日揮ホールディングス(株)社外取締役、(株)ADEKA社外取締役及び外務省参与
大 江 啓	取締役	
吉 田 康 之	取締役	
橋 村 義 憲	常勤監査役	
山 田 義 雄	監査役	弁護士
高 橋 洋	監査役	(株)日本経済研究所代表取締役社長、KNT-CTホールディングス(株)社外取締役及び宮交ホールディングス(株)社外取締役
三 好 真 理	監査役	

- (注) 1. 取締役遠藤茂、大江啓及び吉田康之の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
 2. 監査役山田義雄、高橋洋及び三好真理の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。  
 3. 監査役橋村義憲氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 社外監査役高橋洋氏は金融機関における実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 当社は、遠藤茂、大江啓、吉田康之、山田義雄、高橋洋及び三好真理の各氏を(株)東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所他当社上場証券取引所に届け出ております。  
 6. 取締役吉田康之氏は(株)タダノの社外取締役を兼務しておりましたが、2021年6月25日開催の同社第73回定時株主総会終結の時をもって、同氏は同社社外取締役を退任しております。

## (ご参考) 取締役・監査役の専門性と経験

		取締役・監査役 就任年	企業経営	営業戦略 マーケティング	財務・会計 テクノロジー・IT	人事・労務 法務	ESG経営	グローバル戦略
代表取締役社長	當舎裕己	2010	●	●			●	●
代表取締役	岡田明彦	2012	●			●	●	
取締役	小園江隆一	2013		●			●	●
取締役	神宮知茂	2016		●	●		●	
取締役	大谷祐介	2020		●	●		●	
取締役	独立・社外 遠藤茂	2013					●	●
取締役	独立・社外 大江啓	2015	●	●				
取締役	独立・社外 吉田康之	2019		●			●	
常勤監査役	橋村義憲	2016			●		●	
監査役	独立・社外 山田義雄	2018				●	●	
監査役	独立・社外 高橋洋	2020	●			●		
監査役	独立・社外 三好真理	2021					●	●

(2022年3月31日現在)

<ご参考> 上記の一覧表は、各自が有するすべての経験またはスキルを表すものではなく、当社の経営理念ならびに中期経営計画の重点強化策の観点から各取締役・監査役に特に期待し重視するスキルを代表取締役社長には4つ、その他の常勤取締役には3つ、独立社外取締役と監査役には2つ記載しています。

(ご参考) 執行役員 (取締役の兼務者を除く) の状況 (2022年3月31日現在)

氏名	地位	備考
長谷川 陽 一	執行役員	IINO UK LTD.取締役社長
吉 川 貢 市	執行役員	事業戦略部担当
井 上 徳 親	執行役員	海務部担当、海務部長委嘱及びイイノマリンサービス(株)常務取締役
藤 村 誠 一	執行役員	ケミカル船第一部担当、ケミカル船第二部担当及びIINO SINGAPORE PTE.LTD.取締役社長
鮎子田 修	執行役員	経理部担当及び経理部長委嘱
竹 田 篤	執行役員	貨物船部担当及び貨物船部長委嘱
岩 井 喜 一	執行役員	ビル事業部担当、不動産開発企画部担当及び不動産開発企画部長委嘱
妹 尾 邦 彦	執行役員	ガス船部担当

## 2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

### (1) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			賞与	非金銭報酬等 (株式購入報酬制度)	
取締役	239	188	30	21	8
(うち社外取締役)	27	27	0	0	3
監査役	47	47	0	0	4
(うち社外監査役)	23	23	0	0	3
合計	286	235	30	21	12
(うち社外役員)	49	49	0	0	6

(注) 1. 当事業年度末現在の取締役は8名(うち社外取締役は3名)、監査役は4名(うち社外監査役は3名)であります。

2. 非金銭報酬等は、株式購入報酬制度により、月例報酬から職位に応じて役員持株会へ拠出することが定められた金額を記載しています。

## **(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額5億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は0名）です。当社監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額1億2000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

## **(3) 業績連動報酬等に関する事項及び非金銭報酬等の内容**

当社では、業務執行取締役に対して、各事業年度の連結当期純利益等の達成度合いに応じた役員賞与を毎年一定の時期に支給しております。企業価値向上に向けての新たな設備投資や株主還元の直接的な原資となる連結当期純利益を主要な指標とすることで、中長期的な企業価値の向上に資するインセンティブとなると判断しております。当該役員賞与は、独立社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬諮問委員会での答申を踏まえ、連結当期純利益を主要な指標とする業績の達成度合いと各取締役の職位に応じて算定した額を社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において、支給の可否及び額を慎重に審議をした上で決議いたします。連結当期純利益等の各指標の目標は前事業年度の実績に基づいて設定しております。当事業年度につきましては、連結当期純利益の実績値は、125億2600万円となりました。

また、当社は、株主との株主価値共有を一層深め、当社中期経営計画の達成に向けた経営陣の姿勢を明確化し、企業価値向上に向けた取り組みをさらに推進させることを目的として、業務執行取締役の月例報酬の一部を役員持株会へ拠出する株式購入報酬制度を設けております。株式購入報酬制度は、業務執行取締役に、その月例報酬のうち職位に応じて設定された金額を役員持株会へ拠出させるとともに、役員持株会が市場から時価で取得した当社の株式を、原則として事業年度末営業日に、役員持株会から持分株式を引き出させることにより、業務執行取締役に当社の株式を交付する制度であります。株式購入報酬制度に係る株式報酬は、持分株式の価値が株価に連動し、業務執行取締役が株主と株主価値を共有することで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すことが可能となります。なお、株価を指標とした業績連動報酬であることから目標は設定しておりません。また、重大な不正会計や巨額損失等が発生した場合は、その責任に応じ、役員持株会で取得した株式の全部または一部を無償返還するクローバック条項を設けております。

#### (4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう配慮して決定することを基本方針として、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を作成するよう指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月25日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

##### ○決定方針の内容の概要

###### 1.基本方針

取締役の個別の報酬については、企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう配慮して決定することを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬については、各取締役の職位に応じて設定された月例報酬に加え、目標業績の達成度合いに応じて支給される賞与及び全業務執行取締役を対象とした株式購入報酬制度により構成する。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、月例報酬のみを支払うこととする。

###### 2.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、職位に応じて設定された固定の月例報酬とする。

###### 3.業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

賞与は、各事業年度の連結当期純利益等の目標値に対する達成度合いに応じ、毎年、一定の時期に支給する。

株式購入報酬制度は、株主と株主価値を共有することで、企業価値の向上に資することを目的として、業務執行取締役の月例報酬のうち、職位に応じて設定された金額を役員持株会へ拠出する制度である。重大な不正会計や巨額損失等が発生した場合は、その責任に応じ、株式購入報酬制度により役員持株会で取得した株式の全部または一部を無償返還するクローバック条項を適用する。

###### 4.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬等については、短期的な業績の向上のみならず、中長期的な企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう配慮して、固定報酬（月例報酬）、業績連動報酬（賞



与)及び業績連動報酬(役員持株会での株式購入)の割合を決定する。

社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬(月例報酬)のみを支払うこととする。

#### 5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会での答申を踏まえ、各取締役の個別の報酬額を社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において決定する。

#### ○当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会での答申を踏まえ、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において、個人別の報酬等の内容を決定方針との整合性も含めて慎重に審議をした上で決議を行うため、決定方針に沿うものであると判断しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	遠藤 茂	取締役会 (開催21回中21回)	長年にわたり外交官として培ってきた豊富な国際経験と知識に基づき、客観的視点から適宜発言を行っております。 また、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見及び取締役の業務執行の監督の役割を適切に遂行しております。
	大江 啓	取締役会 (開催21回中21回)	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、客観的視点から適宜発言を行っております。 また、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見及び取締役の業務執行の監督の役割を適切に遂行しております。
	吉田康之	取締役会 (開催21回中21回)	シンクタンクにおける長年の調査及び研究で培った豊富な経験と知識に基づき、客観的視点から適宜発言を行っております。 また、経営の意思決定に際して客観的な立場で意見及び取締役の業務執行の監督の役割を適切に遂行しております。
社外監査役	山田 義雄	取締役会 (開催21回中21回) 監査役会 (開催15回中15回)	弁護士としての豊富な経験と企業法務に関する専門知識に基づき、社外監査役の立場から適宜意見を述べております。
	高橋 洋	取締役会 (開催21回中21回) 監査役会 (開催15回中15回)	金融機関における企業経営者としての豊富な経験と専門知識に基づき、社外監査役の立場から適宜意見を述べております。
	三好 真理	取締役会 (開催15回中15回) 監査役会 (開催10回中10回)	外交官としての豊富な経験と専門知識に基づき、社外監査役の立場から適宜意見を述べております。

- (注) 1. 遠藤茂氏は日揮ホールディングス(株)、(株)ADEKAの社外取締役及び外務省参与を兼務しております。当社は同社及び同省との間に取引関係はありません。
2. 吉田康之氏は(株)タダノの社外取締役を兼務しておりましたが、2021年6月25日開催の同社第73回定時株主総会終結の時をもって、同氏は同社社外取締役を退任しております。当社は同社との間に取引関係はありません。
3. 高橋洋氏は(株)日本経済研究所代表取締役社長、KNT-CTホールディングス(株)社外取締役及び宮交ホールディングス(株)社外取締役を兼務しております。当社は同社との間に取引関係はありません。

## 4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社の関係会社の取締役及び監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により、被保険者が被る損害賠償金及び訴訟費用等が填補されます。

保険料は、特約部分も含め、すべての被保険者について当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。ただし、上記の保険契約により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由を設けております。

## 5. 補償契約に関する事項

当社は各取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、職務の執行において悪意又は重過失があった場合は補償を行わない旨等を当該補償契約において定めております。

## 6. 責任限定契約の内容と概要

当社は各社外取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。

## V 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	40百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の報酬の額について、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、前事業年度の監査実績及び当社の会計監査人の評価基準を踏まえ検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

### 3. 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、又は監査の独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適正な会計監査人への変更が妥当であると判断される場合には、監査役会が、当該会計監査人を不再任とし新たな会計監査人を選任する株主総会の議案を決定いたします。

## VI 業務の適正を確保するための体制

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

2022年3月31日現在、当社が取締役会において定めている業務の適正を確保するための体制は次の通りです。

#### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る株主総会議事録、取締役会議事録及びその他の重要な会議の議事録並びに稟議書等の重要な文書及びこれらを記録した情報媒体について、「情報管理基本方針書」、「文書管理実施規程書」及び「情報セキュリティ基本規程」等の社内諸規程に基づき、管理責任者を定めて適切に保存し管理する体制をとっております。

#### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、当社グループ全体のリスクに関する横断的な管理とその方針について審議・提案・助言を行うために「リスク管理委員会」を設置し、その下部機関として「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」及び「コンプライアンス委員会」の三委員会を設置しております。「リスク管理委員会」は三委員会に対する指示を行い、付議・報告を受けると共に、事業に係る戦略リスク・重要投資案件のリスク等を含めて、当社グループ全体のリスク管理活動を統括します。

当社グループの業務執行においては、船舶・建物における重大な事故・トラブル等によるリスクについて、「安全環境委員会規程」に基づき設置された「安全環境委員会」により、当社グループの安全、環境に関する政策立案とその推進を行うと共に、予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図ります。

また、当社グループのシステム及び事務に関するリスクについては、「品質・システム委員会規程」に基づき設置された「品質・システム委員会」により、当社グループのシステム及び事務に関する政策立案とその推進を行うと共に、システムダウン等に係る予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図ります。

更に当社グループの事業に関しては、不測の事故、特に油濁等の環境汚染や、人命・財産に係る重大な事故・トラブル・大規模災害が発生した場合等の緊急時においては、「危機管理基本規程」に基づき当社社長執行役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理に対応します。

また、当社グループの事業において生じうるリスクについては、当社取締役会に報告を行い、取締役会がリスク管理体制の運用状況の監督を行っております。

また、当社グループは、事業地域において大規模地震等が発生した場合を想定した事業継続計画（BCP）を制定し、各事業の速やかな復旧と継続を図ることができる体制を整備しております。

#### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われるために、執行役員により構成される経営執行協議会を原則として毎週開催し、取締役会から授権された事項の決議及び取締役会から検討を指示された事項の審議並びに経営に関する意見交換及び情報交換を行います。

また、重要事項の決議を行うと共に、取締役・執行役員の職務の執行の監督を行うために原則として毎月1回定例取締役会を開催します。

#### **(4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社グループは、当社グループの取締役・執行役員を含む使用人の職務の執行に係るコンプライアンスについて、「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」をコンプライアンス体制の基礎とし、「コンプライアンス委員会規程」に基づき設置された「コンプライアンス委員会」（委員長：社長執行役員）により、コンプライアンスに関する政策立案とその推進を図ります。

また、「コンプライアンス規程」に基づき、チーフコンプライアンスオフィサーは、監査役及び経営監査室と連携して、当社グループにおけるコンプライアンスに関する業務を指揮し、当社グループ役員は、「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」に基づき法令違反等に関する報告義務を負っております。

#### **(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社グループは、当社グループ各社全てに適用される「行動憲章」を基礎に企業活動を行います。

①当社の主要なグループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項については、当社の「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」に基づき、重要事項が当社の取締役会及び経営執行協議会に付議・報告されます。

また、当社の執行役員及び使用人は、必要に応じて当社グループ各社の取締役を兼務しており、当社グループ各社の取締役会への出席を通じて、職務の執行に係る事項の報告を受けます。

②当社グループのリスクを統括管理するために設置された「リスク管理委員会」は、主要なグループ会社の代表取締役も構成メンバーとする「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」からなる三委員会と連携しながら、当社グループ全体のリスクに関する横断的な管理とその方針について、審議・提案・助言を行います。

③当社の主要なグループ各社の企業活動は、当社が策定したグループ中期経営計画に基づき行われており、その進捗状況は当社に定期的に報告されます。

④当社社長執行役員直属の経営監査室が、「内部監査規程」に基づき、当社グループ全体の業務執行の適正性確保を目的として、当社監査役及び会計監査人と連携して、当社グループを構成する全社を対象に業務監査を行います。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合の当該使用人に関する事項**

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役スタッフ1名を兼任として配置します。

#### **(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性確保に関する事項**

当社は、監査役スタッフの任命、解任、人事異動等については常勤監査役の事前の同意を必要とします。

また、監査役スタッフが監査役の補助業務に従事する間は、監査役による指示業務を優先的に取り組むこととし、かつ役員は監査役スタッフの業務遂行に対して不当な制約を行わないことにより、監査役スタッフに対する指示の実効性を確保します。

## (8) 監査役への報告に関する体制

- ①監査役は、取締役会に出席し、取締役から職務の執行に関する報告を受けます。
- ②常勤監査役は、原則として毎週開催される経営執行協議会に出席し、執行役員を含む使用人から職務の執行に関する報告を受けます。
- ③常勤監査役は、経営執行協議会において受けた職務の執行に関する報告の内容を監査役会において他の監査役に報告します。
- ④当社グループの役職員が社内に違法行為、企業倫理に違反する行為があるまたはその懸念があると判断した場合は、当社が速やかにその事実を認識し適正な是正措置を講じることができるよう、内部通報制度を設けております。  
[内部通報制度運用規程]においては、当社人事部長及び当社が指定する外部の弁護士が内部通報の窓口となることが規定されております。常勤監査役は、「コンプライアンス委員会」及び内部通報窓口担当者から当該報告を受けます。
- ⑤「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」では、内部通報をした当社グループの役職員は、不利益を受けないことを保証することが明記されております。

## (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行上必要と認められる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を計上します。但し、緊急又は臨時で監査役が支出した費用については、事後、当社に支払いを請求します。

## (10) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、常勤監査役が上記のほか、業務執行の状況を把握するため、「リスク管理委員会」並びに「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」及び「品質・システム委員会」などの重要な会議に出席し、報告を受けます。

また、監査役は必要に応じ随時、取締役及び執行役員を含む使用人に対し、事業の報告を求めることができます。

更に監査役は、当社グループの監査を適正に実施するために、経営監査室と逐次情報交換を行うなど、緊密に連携する体制及び会計監査人に対しても当社グループ各社の会計監査の内容について説明を求めることができます。

### [反社会的勢力排除に向けた基本方針]

当社グループは「行動憲章」において「社会秩序を尊重し、秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは一切かかわりを持ってはならない。」と定めるとともに、当社グループ共通の規程として「反社会的勢力対応規程」を設け、社会の秩序や安全を脅かすような団体・個人がかかわりを持ちかけてきたり、金銭などの要求をしてきた場合には、当社として組織的な対応と外部の専門的機関との緊密な連携により、断固としてこれを排除します。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するために必要な体制の最近1年間（当事業年度の末日から遡って1カ年）における主な実施状況は次の通りです。

### [主な会議の開催状況]

取締役の職務の適法性の確保と取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるため、取締役会は21回、監査役会は15回、経営執行協議会（取締役会から授権された事項の審議・決議を行う機関）は54回及びリスク管理委員会（当社グループ全体のリスクにかかる横断管理と、各種方針について審議し、提案・助言を行う機関）は26回開催しました。

### [監査役]

監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び社外取締役を含めた他の取締役、経営監査室及び会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

### [内部監査]

経営監査室は、あらかじめ定めた内部監査計画に基づき、当社の各部門及び関係会社が行う業務の適正性や妥当性、有効性等について監査を実施しており、その内容については社外監査役を含む全監査役と情報を共有しております。

### [内部統制評価]

取締役会は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、あらかじめ策定した実施計画に基づき経理部、経営監査室等を指揮して内部統制評価を実施しました。

### [コンプライアンス]

リスク管理委員会の下部機関として「コンプライアンス委員会」を設置しております。今年度は「コンプライアンス委員会」を5回開催し、グループ全体のコンプライアンスにかかわる状況を確認するとともに、当社グループのコンプライアンス施策について討議を行いました。

2016年4月にグループ役職員を対象としている内部通報制度の改定を行い、社内通報窓口に加えて、社外の弁護士にも窓口を委託しています。また、インサイダー取引規制に関する研修会やパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等防止のための社内講習会の開催などを通じ、グループ役職員のコンプライアンス意識向上に取り組みました。



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>33,550</b>
現金及び預金	11,660
受取手形、売掛金及び契約資産	10,956
棚卸資産	4,253
繰延及び前払費用	2,045
その他流動資産	4,641
貸倒引当金	△ 4
<b>固定資産</b>	<b>213,580</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>191,626</b>
船舶	92,012
建物及び構築物	46,610
土地	42,932
リース資産	4,871
建設仮勘定	4,994
その他有形固定資産	207
<b>無形固定資産</b>	<b>634</b>
電話加入権	9
その他無形固定資産	625
<b>投資その他の資産</b>	<b>21,319</b>
投資有価証券	18,675
長期貸付金	170
退職給付に係る資産	279
繰延税金資産	26
その他長期資産	2,169
<b>資産合計</b>	<b>247,130</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>38,232</b>
買掛金	8,572
短期借入金	23,322
未払費用	340
未払法人税等	232
前受金及び契約負債	2,301
賞与引当金	513
株主優待引当金	36
リース債務	1,001
その他流動負債	1,916
<b>固定負債</b>	<b>117,565</b>
長期借入金	92,606
社債	5,000
役員退職慰勞引当金	76
退職給付に係る負債	715
特別修繕引当金	3,074
受入敷金保証金	8,802
リース債務	3,969
繰延税金負債	3,142
その他固定負債	180
<b>負債合計</b>	<b>155,797</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>85,845</b>
資本金	13,092
資本剰余金	6,275
利益剰余金	68,386
自己株式	△ 1,907
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>5,464</b>
その他有価証券評価差額金	4,635
繰延ヘッジ損益	326
為替換算調整勘定	504
<b>非支配株主持分</b>	<b>23</b>
<b>純資産合計</b>	<b>91,333</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>247,130</b>

## 連結損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) (単位：百万円)

科目	金額	
売上高		104,100
売上原価		89,155
<b>売上総利益</b>		<b>14,945</b>
販売費及び一般管理費		7,421
<b>営業利益</b>		<b>7,524</b>
営業外収益		
受取利息	40	
受取配当金	2,122	
為替差益	780	
違約金収入	174	
持分法による投資利益	101	
その他	38	3,254
営業外費用		
支払利息	1,107	
その他	240	1,347
<b>経常利益</b>		<b>9,431</b>
特別利益		
固定資産売却益	4,428	
投資有価証券売却益	8	
関係会社清算益	23	
受取保険金	62	
受取補償金	44	
その他	6	4,570
特別損失		
固定資産除却損	2	
固定資産売却損	4	
投資有価証券売却損	28	
投資有価証券評価損	969	
その他	8	1,010
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>12,991</b>
法人税、住民税及び事業税	366	
法人税等調整額	123	489
<b>当期純利益</b>		<b>12,501</b>
非支配株主に帰属する当期純損失		△ 25
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>12,526</b>

## 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨(ご参考)

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) (単位：百万円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,782
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,115
財務活動によるキャッシュ・フロー	△14,824
現金及び現金同等物に係る 換算差額	510
現金及び現金同等物の増減額	△1,647
現金及び現金同等物の期首残高	13,301
現金及び現金同等物の期末残高	11,654

(注)本計算書は監査報告書の対象外です。

# 計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>38,099</b>
現金及び預金	6,129
海運業未収金及び契約資産	8,280
不動産業未収金	1,070
短期貸付金	13,526
販売用不動産	3
貯蔵品	3,479
繰延及び前払費用	1,239
代理店債権	1,577
リース債権	37
その他流動資産	2,759
<b>固定資産</b>	<b>135,876</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>107,123</b>
船舶	28,144
建物	43,351
土地	34,639
その他有形固定資産	989
<b>無形固定資産</b>	<b>284</b>
電話加入権	4
ソフトウェア	278
その他無形固定資産	1
<b>投資その他の資産</b>	<b>28,470</b>
投資有価証券	16,089
関係会社株式	7,908
出資金	20
関係会社出資金	98
長期貸付金	2,930
前払年金費用	279
リース債権	225
その他長期資産	920
<b>資産合計</b>	<b>173,975</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>26,096</b>
海運業未払金	5,893
不動産業未払金	648
短期借入金	7,147
1年内返済予定の長期借入金	7,919
未払法人税等	155
未払金	74
未払費用	175
前受金及び契約負債	2,155
賞与引当金	436
株主優待引当金	36
その他流動負債	1,457
<b>固定負債</b>	<b>72,113</b>
長期借入金	56,265
社債	5,000
退職給付引当金	141
受入敷金保証金	8,771
繰延税金負債	1,900
その他固定負債	36
<b>負債合計</b>	<b>98,209</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>71,251</b>
資本金	13,092
資本剰余金	6,275
資本準備金	6,233
その他資本剰余金	42
自己株式処分差益	42
利益剰余金	53,792
利益準備金	1,125
その他利益剰余金	52,667
圧縮記帳積立金	50
別途積立金	11,000
繰越利益剰余金	41,617
自己株式	△ 1,907
<b>評価・換算差額等</b>	<b>4,514</b>
その他有価証券評価差額金	4,554
繰延ヘッジ損益	△ 39
<b>純資産合計</b>	<b>75,766</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>173,975</b>

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>売上高</b>		
海運業収益	83,108	
不動産業収益	10,586	93,694
<b>売上原価</b>		
海運業費用	78,662	
不動産業費用	5,791	84,453
<b>売上総利益</b>		<b>9,241</b>
販売費及び一般管理費		4,577
<b>営業利益</b>		<b>4,663</b>
営業外収益		
受取利息	116	
受取配当金	5,820	
違約金収入	174	
為替差益	711	
その他	189	7,009
営業外費用		
支払利息	563	
社債利息	25	
投資事業組合運用損	56	
その他	239	883
<b>経常利益</b>		<b>10,789</b>
特別利益		
固定資産売却益	543	
投資有価証券売却益	8	
関係会社清算益	23	
受取保険金	42	
受取補償金	44	
その他	6	666
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	2	
投資有価証券売却損	28	
投資有価証券評価損	969	
その他	8	1,010
<b>税引前当期純利益</b>		<b>10,445</b>
法人税、住民税及び事業税	121	
法人税等調整額	△ 4	117
<b>当期純利益</b>		<b>10,328</b>

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

飯野海運株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野口昌邦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 富永淳浩  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、飯野海運株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、飯野海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

飯野海運株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野口昌邦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 富永淳浩  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、飯野海運株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第131期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、各監査役の業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、各監査役の業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に事業の報告を受け、必要に応じて往査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ④ 事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ⑤ 会計監査に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか、監査の品質管理に関する審査等が機能しているかについては、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。  
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
- ④事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

飯野海運株式会社 監査役会

監 査 役 (常 勤) 橋村 義 憲 ㊟

監 査 役 山田 義 雄 ㊟

監 査 役 高橋 洋 ㊟

監 査 役 三好 真 理 ㊟

(注) 監査役 山田義雄、監査役 高橋洋及び監査役 三好真理は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上



## 株 主 メ モ

事 業 年 度	毎年4月1日から翌年の3月31日まで
定 時 株 主 総 会	6月に開催いたします。
配 当 基 準 日	期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日 (中間配当実施の場合)
単 元 株 式 数	100株
株主名簿管理人及び 特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
郵 便 物 送 付 先	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 電話 0120-782-031(フリーダイヤル)
公 告 の 方 法	電子公告 ただし、電子公告によることができない事故 その他のやむを得ない事由が生じたときは、 日本経済新聞に掲載して行うこととします。 当社の公告はホームページに掲載しております。 <a href="https://www.iino.co.jp/kaiun">https://www.iino.co.jp/kaiun</a>
飯野海運株式会社	〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 飯野ビルディング 電話 (03)6273-3069



見やすいユニバーサル  
デザインフォントを採用  
しています。

